

学校給食費を無償化するための恒久的な財政措置を求める意見書

急速に進展する少子化により、子ども・子育て施策への対応は先送りの許されない課題であり、国においても子育て施策の具体化が進められているところである。こうした中、国際情勢等を背景とした物価高騰が長期化し、市民生活が逼迫する中、特に子育て世帯の教育費負担は、教材費だけでなく制服、学用品、修学旅行の費用等多岐にわたっており、保護者の大きな負担となっている。

学校給食法第1条において、学校給食は「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」とされており、子どもたちの成長にとって大切な要素である。

全国の自治体においては、子育て支援策の一環として給食費の無償化や一部補助を実施している自治体があるが、その多くは財政措置の負担を軽減させるため、補助金やふるさと応援寄附金等を原資として実施されているのが現状である。

本市においても、令和4年10月から第2子を半額免除、第3子以降を全額免除する多子世帯を対象とした施策を実施しているが、全世帯に拡大するとすると更なる財政負担が必要となり、踏み切れないのが現実である。

このままでは学校給食費の無償化の取組が自治体の財政状況により差が生じたり、取組の継続性が担保されなかったりして、学校給食制度本来の理念、目的から遠ざかることになると危惧する。

政府は令和5年12月の「こども未来戦略」の中で、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を行い、「こども未来戦略方針」の決定から1年以内に公表するとの事であるが、全国一律での小中学校の学校給食費無償化の制度を早期に決定するべきと考える。

教育の根幹に関わる給食制度が自治体間で格差が生じることのないよう、国の責任において、学校給食費の無償化を実現するための恒久的な財政措置を講じるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 月 日

近江八幡市議会議長

衆議院議長	額賀 福志郎	}	宛
参議院議長	尾辻 秀久		
内閣総理大臣	岸田 文雄		
総務大臣	松本 剛明		
財務大臣	鈴木 俊一		
文部科学大臣	盛山 正仁		
内閣府特命担当大臣	加藤 鮎子		